

水田宗子前理事長により提訴された損害賠償請求訴訟の判決について

平成 30 年 9 月 14 日

学校法人城西大学理事小野元之氏（以下「当方」という）に対し、学校法人城西大学前理事長水田宗子氏（以下「相手方」という）から提訴された名誉毀損損害賠償訴訟（平成 29 年（ワ）第 9199 号）について、平成 30 年 9 月 12 日、東京地方裁判所にて言い渡しがありました（主文は下記のとおり）。

相手方は、当方に対し、平成 28 年 11 月 30 日開催の理事会における当方の発言 10 件について、相手方の名誉を毀損したものとして、計 1100 万円の損害賠償を請求していました。今回裁判所は、10 件全てにつき相手方の主張を認めず、名誉毀損の成立を否定しました。

もっとも、うち 4 件の発言については社会通念上許される限度を超えるものとして、当方に対し 55 万円（上記請求額の 5 パーセント）の支払を命じました。

また、訴訟費用については、100 分とし、原告が 95、被告を 5 という負担割合が示されましたが、これは敗訴による負担割合を示していると考えられ、この点からも当方（負担割合 5%）が、ほとんど勝訴したものとと言えます。

なお、相手方において「勝訴」を強調されているようですが、それは、上記の 5%部分に限るもので、95%部分は敗訴です。

今回の判決は、相手方の精神的苦痛を慰謝するものとして 50 万円（及び弁護士費用 5 万円）の損害を認定したものです。学校法人城西大学における、相手方の何らかの地位が確認されたものではありませんし、相手方が理事長職を辞任したことについて、何らかの瑕疵が認められたものでもありません。

記

主 文

- (1) 被告は、原告に対し、55 万円及びこれに対する平成 28 年 11 月 30 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、これを 100 分し、その 95 を原告の、その余を被告の各負担とする。
- (4) この判決は、第 1 項に限り、仮に執行することができる。

以 上